

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和3年1月8日

世田谷区

### 1. 事業概要

#### (1) 件名

世田谷区受動喫煙相談等業務委託(単価契約)

#### (2) 目的

飲食店の標識掲示が徹底されるように外観確認及び資料の投函等を行う「飲食店の標識掲示の啓発強化業務」と、区民等からの通報・苦情・各種問合せや、施設管理者等への事実確認・普及啓発・改善依頼を的確に粘り強く行う「区民等からの苦情対応及び違反事業者等への啓発・改善依頼業務」について、受託者の専門人材やノウハウ等を活用し、相互に連携しながら取り組むことで、効率的かつ効果的に進めていくことを目的とする。

#### (3) 履行期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

契約は年度ごとに行い、各年度における本事業の予算配当があること、及び令和4年度以降については前年度の履行実績が良好であることを契約締結の条件とする。

なお、苦情・通報件数が想定を大幅に下回ることが予想されるなどの場合には、区と協議のうえ、年度当初に仕様書の内容を見直す場合もある。また、年度途中で契約変更する場合もある。

#### (4) 本業務の対象

原則として、改正法・都条例に基づく内容を対象とする。ただし、世田谷区環境政策部が担当所管となる「屋外の公共の場所等での環境美化及び迷惑防止の取組み(世田谷区たばこルールなど)」や改正法・都条例における喫煙規制の適用除外となる「プライベート空間(人の居住の用に供する場所、ホテルや旅館の客室など)」の内容等についても、関係所管を案内するなど適切に対応をとることとする。

#### (5) 履行場所、履行内容

飲食店の標識掲示の啓発強化業務

別紙「飲食店の標識掲示の啓発強化業務」のとおり

区民等からの苦情対応及び違反事業者等への啓発・改善依頼業務

別紙「区民等からの苦情対応及び違反事業者等への啓発・改善依頼業務」のとおり

### 2. 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(2) 世田谷区の競争入札参加資格名簿に登録されていること。

- ( 3 ) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止を受けている期間中でないこと。
- ( 4 ) 都道府県民税・市区町村民税に滞納がないこと。
- ( 5 ) 令和 2 年度を含む過去 3 ヶ年度の間、官公庁における受動喫煙対策業務に関連する受託の実績を有すること。
- ( 6 ) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」または「情報セキュリティマネジメントシステム( I S M S ) 適合性評価制度」の認証を取得していること( 参加表明書提出時に、認証取得を確認できるものの写しを提出すること )

### 3 . 提案書の提案者を選定するための基準

本件では、提出者の選定を行わず、参加資格の確認のみを行う。

### 4 . 書類審査の選定基準

別紙「審査基準」のとおり

### 5 . 提案書の審査方法

提案書を提出した応募事業者の中から、提案書をもとに区職員で構成する選定委員会による書類審査を経て、適当と認められる事業者を随意契約予定事業者として選定する。

### 6 . 手続等

#### ( 1 ) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷 4 丁目 2 2 番 3 5 号 ( 区役所第 2 庁舎 1 階 2 番窓口 )  
世田谷区世田谷保健所健康企画課 増田  
電話 : 0 3 - 5 4 3 2 - 2 3 5 4 F A X : 0 3 - 5 4 3 2 - 3 0 2 2  
E-mail : [SEA02013@mb.city.setagaya.tokyo.jp](mailto:SEA02013@mb.city.setagaya.tokyo.jp)

#### ( 2 ) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 : 令和 3 年 1 月 8 日 ( 金 ) から令和 3 年 1 月 2 2 日 ( 金 ) 正午まで ( 予定 )  
交付場所 : 世田谷区ホームページでの閲覧  
交付方法 : 世田谷区ホームページからのダウンロードによる

[目次から探す](#)>[福祉・健康](#)>[健康・保健・衛生](#)>[健康への取り組み](#)>[たばこ対策](#)>[世田谷区受動喫煙相談等業務委託 \( 単価契約 \) に係る公募型プロポーザルの実施について](#)

#### ( 3 ) 参加表明書の提出期限並びに提出場所

提出期限 : 令和 3 年 1 月 2 2 日 ( 金 ) 正午 必着  
提出先 : 上記の本件担当部課に同じ

提出方法 : 新型コロナウイルス感染拡大防止等のため、事前に電話連絡のうえ、郵送により提出すること。状況に応じて、提出期限までに電子データをメールにて提出し、その後、原本の郵送対応にも応じる。( 要相談 )

#### ( 4 ) 質問について

提案書及び見積書の作成に対して質疑があるときは、様式「世田谷区受動喫煙相談等業務委託 ( 単価契約 ) 応募に関する質問票」を提出し、回答を受け取ることができる。

提出期限：1月29日（金）正午

提出先：電子メールでのみ受け付ける。電話や来庁による質問には応じない。

回答方法：2月2日（火）までに、参加表明した全事業者に電子メールで回答する。

(5) 提案書の提出期限並びに提出場所

提出期限：2月16日（火）正午 必着

提出先：上記の本件担当部課に同じ

提出方法：新型コロナウイルス感染拡大防止等のため、事前に電話連絡のうえ、郵送により提出すること。状況に応じて、提出期限までに電子データをメールにて提出し、その後、原本の郵送対応にも応じる。（要相談）

7. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 不要

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 本業務は、第三者に再委託をすることはできない。

(5) この契約のうち、前記1(6)の現場訪問業務は、予定数量1案件あたりの契約単価を定めることによる単価契約とし、履行の期日、場所及び数量については健康企画課長が指示するものとする。なお、同施設における同苦情・通報内容は1案件のなかで取り扱うため、複数回に及ぶ訪問を1案件とみなす場合も想定される。数量の詳細については、区からの指示及び完了届をもって数量を確定するものとする。

この契約のうち、前記1(6)の現場訪問業務以外の業務は、総価契約とする。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口、下記の本件担当部課に同じ

(7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

(8) 企画提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等必要な場合は、当該企画提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。また、成果物の著作権は、区に帰属する。

(9) 参加表明書及び提案書の作成・提出などにかかる費用については、世田谷区では一切負担しない。

(10) 事業者からの提出物は返却しない。

(11) 提出された書類の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、その参加者は失格とする。

(12) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案の内容に区は拘束されない。

(13) 詳細は提案要求説明書による。